令和８年８月発行

令和9年度
志木市学童保育クラブ



入所のしおり

◇ 目 次 ◇

☆　学童保育クラブ一覧表　・・・・・・・・　２
☆　学童保育クラブ申請チェック表　・・・・・・・・　３
☆　学童保育クラブとは・入所資格　・・・・・・・・　４
☆　申請書類一覧　・・・・・・・・　５
☆　入所申込受付期間　・・・・・・・・　６～７
☆　入所の決定方法・入所の承諾期間　・・・・・・・・　８
☆　保育時間及び休日　・・・・・・・・　９
☆　学童保育クラブでの生活・保育料　・・・・・・・・　１０～１３
☆　持ち物・服装・届出・引き渡し訓練等・・・・・・・・　１４～１５
☆　病気・産前産後の取扱い　・・・・・・・・　１６
☆　その他の保育制度　・・・・・・・・　１７
☆　学童保育の入所選考実施基準表　・・・・・・・・　１８～１９
☆　放課後志木っ子タイムのお知らせ　・・・・・・・・　２０

志　木　市

問い合わせ先　志木市 子ども・健康部 保育課
電　　話　（０４８）４７３－１７６４
Ｅ－ｍａｉｌ　kodomo-hoiku@city.shiki.lg.jp
Ｕ　Ｒ　Ｌ　https://www.city.shiki.lg.jp

※　保育料未納の方については、随時納付の相談を受け付けています。
※　しおりの情報は更新されることがありますので、随時市ホームページ等でご確認ください。

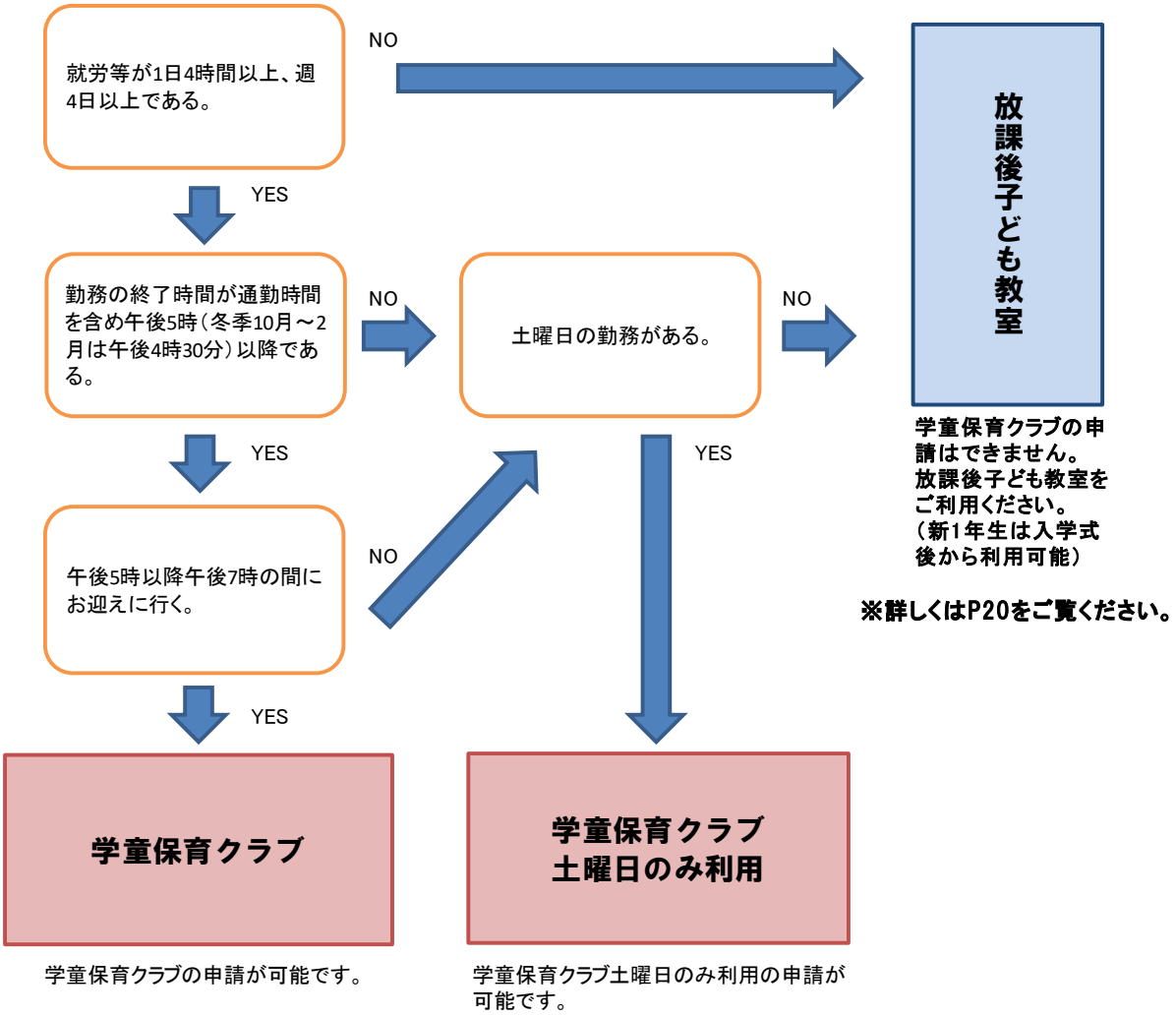
志木市学童保育クラブ一覧表
（令和８年８月時点）

名　　称	所　在　地	電 話 番 号	業務委託先
志 木 学 童 保育クラブ	本町1-10-1 （志木小学校内）	080-5654-2084	株式会社明日葉 03-3452-3350
	本町1-6-44 （別棟）	070-7523-4884	
志木第三学童 保育クラブ	柏町3-2-1 （志木第三小学校内教室）	048-471-0822	
	柏町3-3-32 （別棟）	048-474-2690	
志木の森学童 保育クラブ （仮称） ※令和９年４月 開校予定	館1-2-1（東エリア） ［ 現 志木第二学童保育クラブ ］	048-474-1100	社会福祉法人 タイケン福祉会 048-423-5322 （ウェルネス保育園志木内）
	館1-2-1（東エリア） ［ 現 志木第二学童保育クラブ別棟 ］	048-471-8110	
	館1-4-1（西エリア ふれあい館「もくせい」内） ［ 現 志木第四学童保育クラブ ］	048-471-3020	
宗 岡 学 童 保育クラブ	中宗岡3-1-1 （宗岡小学校敷地内）	048-473-4400	社会福祉法人 志木市社会福祉協議会 048-472-1270
宗岡第二学童 保育クラブ	上宗岡3-13-1 （宗岡第二小学校内教室）	048-472-1226	
宗岡第三学童 保育クラブ	下宗岡1-15-30 （宗岡第三小学校敷地内）	048-476-6669	
宗岡第四学童 保育クラブ	上宗岡1-2-45 （宗岡第四小学校正門前）	048-487-6839	

入所の申込みをする前にご確認ください。

学童保育クラブ申請チェック表

チェック表に従い、YES、又はNOに〇をしてください。



放課後子ども教室

学童保育クラブの申請はできません。放課後子ども教室をご利用ください。（新1年生は入学式後から利用可能）

※詳しくはP20をご覧ください。

学童保育クラブの申請が可能です。

学童保育クラブ土曜日のみ利用の申請が可能です。

※新1年生が4月1日から入学式の前日までの期間のみ学童保育クラブを利用する場合（春休み限定利用）は、
週4日以上かつ、1日4時間以上仕事等をしていることのみが要件となります。
通常入所申請ではなく、1月中に春休み期間限定入所申請が必要です。

※学童保育クラブはできるだけ週4日以上のご利用をお願いいたします。

※午後5時(冬季は午後4時30分）までに帰宅する日は、「学童保育クラブを欠席して放課後子ども教室の利用」となり、おやつの提供はありません。（おやつの有無に関わらず、学童保育クラブの保育料は月額となります。）

はじめに

学童保育クラブは、児童の健全な育成を図ることを目的として運営しているものです。家庭と連絡を取り合い、ともに児童の健やかな成長を見守っていきます。

1　学童保育クラブとは

就労などにより日中保護者が家庭にいない児童に対して、年齢に応じた遊びや生活の場を提供することで、児童の主体性や社会性の向上、さらには基本的な生活習慣の確立を図り、健全な育成に努めていくことを目的としています。

2　入所資格

市内に在住している（転入予定含む）小学校及び義務教育学校の児童（１年生から６年生）で、保護者が、次の（１）～（７）のいずれかに該当し、家庭での保育が**常時**受けられない児童が対象となります。また、午後５時（冬季１０月から２月は午後４時３０分）以降に保護者のお迎えが必要です。

⑴ 就労	日常の家事以外で仕事をしている。**（自宅内就労をされる方は個別にご相談ください。保護者のどちらかが仕事がお休みの日は、お預かりすることができません。）**
⑵ 母親の出産	母親が妊娠中であるか、又は出産後間もない。（入所できる期間は、出産予定日の属する月とその前後２か月の最長５か月間になります。） ※育児休業中はお預かりできません。
⑶ 父母の病気等	父親又は母親が、病気や身体障がい者である。
⑷ 病人の介護・看護	父親又は母親が、病人や身体障がい者等の介護・看護をしている。
⑸ 災害	火災、風水害、地震等の災害に遭い、復旧にあたっている。
⑹ 求職活動	求職活動をしている。
⑺ 就学等	就労の準備のため、学校に通っている。

（注）常時とは…就労の場合は勤務の終了時間が午後５時（冬季は午後４時３０分）以降（通勤時間含む）で、かつ、週４日以上、１日４時間以上仕事をしていること。
なお、それ以外の事由についても就労の場合に準じるものであること。

※　新１年生の春休み限定利用は、週４日以上かつ、１日４時間以上仕事等をしていることのみが要件となります。（４月１日～入学式前日まで、放課後志木っ子タイムを利用できる新１年生は、学童保育クラブに入所している児童に限ります。）
※　土曜日に就労している場合は別途ご相談ください。

夏休みなどの長期休業期間を見越して、４月からの入所申込みはご遠慮ください。

※　上記に該当していても、定員に余裕がないときは、入所することができません。
※　志木市に納入すべき保育料に未納があると入所できない場合があります。（兄弟姉妹分を含む）
※　入所期間は年度末を限度としております。継続入所はできませんので、次年度の利用を希望する場合は、新年度の申込みをしてください。

3　申請書類一覧

【重要】提出した申請書類の内容に変更が生じたときは、入所中・待機中を問わず、速やかにその変更内容を届け出てください。

すべての人が提出する書類	（1）学童保育許可申請書		児童ひとりにつき一枚必要です。
	（2）家庭状況調査票		児童ひとりにつき一枚必要です。両面を記入してください。
	（3）学童保育クラブ申請チェック表		児童ひとりにつき一枚必要です。
	（4）食物アレルギー等確認表		児童ひとりにつき一枚必要です。
	（5）児童手当に係る学童保育料の徴収等に関する申出書（市より児童手当を受給している方）		
	（6）保育の必要性を証する書類（次のいずれか）※児童人数分ご用意ください。（兄弟分はコピー可）		
	① 働いている場合	就労証明書（所定様式で証明日が提出日より３ヶ月経っていないもの） ※自営業の場合は、確定申告書や営業許可証等の写しを提出してください。 ※シフト勤務の場合は、シフト表も併せて提出してください。	保護者分（６０歳以上の保護者で就労していない場合は提出不要）
	② 就職予定の場合	就労証明書（所定様式）	就労が内定している方
		勤務誓約書（所定様式）	就職活動中の方
	③ 出産予定の場合	母子健康手帳の写し（表紙、及び出産予定日を記した頁）	出産予定の方
	④ 病気の場合	診断書（保育ができない旨の記載が必要です。）	病気療養中の方
	⑤ 心身障がいの場合	障害者手帳の写し	心身障がい者の方
	⑥ 心身障がい者等の介護、又は看護の場合	障害者手帳の写し、介護受給者証の写し 介護、看護スケジュール	心身障がい者等の介護、又は看護をする方
	⑦ 就学の場合	在学証明書、合格証明書、授業のカリキュラムの写し	就学している方
	⑧ 上記以外	保育が出来ない状況であることがわかる書類	
該当者のみ必要な書類	**令和8年１月１日時点で志木市に住民登録がない方、または現在登録がない方**	**市県民税課税証明書または非課税証明書** ４～８月　入所希望 ・令和８年度（令和７年分） ・令和９年度（令和８年分） ９～２月　入所希望 ・令和９年度（令和８年分）	保護者分
	詳細は、１１ページ　◎ 税書類の提出について　をご覧ください。		
	離婚を前提に別居中の方	離婚調停を証明するもの （提出できない場合は、別居中配偶者の就労証明書等が必要になります。）	離婚予定の方
	生活保護受給者	生活保護受給者証又は生活保護受給証明書	生活保護を受給している方

4　入所申込受付期間

入所希望月		電子申請・郵送受付期間	窓口受付期間（土日祝除く）
令和9年 3 月	通常入所	※入所の選考は、行いません。	
	春休み限定	令和9年　1月　4日（月） ～令和9年　1月26日（火）	令和9年　1月　4日（月） ～令和9年　1月29日（金）
4 月	一次受付 （窓口のみ要予約）	令和8年10月　1日（木） ～令和8年10月23日（金）	令和8年10月26日（月） ～令和8年11月11日（水）
	二次受付	令和8年11月12日（木） ～令和9年　1月15日（金）	令和8年11月12日（木） ～令和9年　1月29日（金）
	春休み限定	令和9年　1月　4日（月） ～令和9年　1月26日（火）	令和9年　1月　4日（月） ～令和9年　1月29日（金）
5 月		令和9年　3月　1日（月） ～令和9年　3月26日（金）	令和9年　3月　1日（月） ～令和9年　3月31日（水）
6 月		令和9年　4月　1日（木） ～令和9年　4月26日（月）	令和9年　4月　1日（木） ～令和9年　4月30日（金）
7 月	通常入所 夏休み限定	令和9年　5月　6日（木） ～令和9年　5月26日（水）	令和9年　5月　6日（木） ～令和9年　5月31日（月）
8 月	通常入所 夏休み限定	令和9年　6月　1日（火） ～令和9年　6月25日（金）	令和9年　6月　1日（火） ～令和9年　6月30日（水）
9 月		令和9年　7月　1日（木） ～令和9年　7月26日（月）	令和9年　7月　1日（木） ～令和9年　7月30日（金）
10 月		令和9年　8月　2日（月） ～令和9年　8月26日（木）	令和9年　8月　2日（月） ～令和9年　8月31日（火）
11 月		令和9年　9月　1日（水） ～令和9年　9月24日（金）	令和9年　9月　1日（水） ～令和9年　9月30日（木）
12 月	通常入所 冬休み限定	令和9年10月　1日（金） ～令和9年10月26日（火）	令和9年10月　1日（金） ～令和9年10月29日（金）
令和10年 1 月	通常入所 冬休み限定	令和9年11月　1日（月） ～令和9年11月26日（金）	令和9年11月　1日（月） ～令和9年11月30日（火）
2 月		令和9年12月　1日（水） ～令和9年12月23日（木）	令和9年12月　1日（水） ～令和9年12月28日（火）
3 月	通常入所	※入所の選考は、行いません。	
	春休み限定	春休み限定で申込みされる場合は令和１０年度のしおりをご確認ください。 （令和9年8月以降に公開予定です。）	

注：**期間限定入所（春休み、夏休み、冬休み）での申込みと通常入所での申込みは別となります。**
両方を申し込むことはできません。締切前であれば、通常入所の申請から期間限定入所の申請へ変更ができます。**春休み期間のみ学童保育を申し込む場合で、３月と４月の両方の保育を希望する場合は、学年ごとの申請書が必要となります。**

注意１：電子申請について
パソコン、スマートフォンから２４時間いつでも入所申請が可能です。
※申請期間については、６ページの申込受付期間日程表をご確認ください。
※就労証明書等の必要書類は、データで添付していただく必要があります。
※いかなる理由があっても、期間外での受付はできません。なお、記載内容に不備があった場合は保育課から連絡します。追加提出期間中に再提出がない場合、申請を受付できません。追加提出期間についてはホームページをご確認ください。

申請方法：下記「☆電子申請はこちらから☆」より申込みください。

注意２：郵送受付について
※郵送受付については、各申込受付期間開始から締切日必着となります。
※期間終了後に届いた場合は、翌月以降の入所審査となりますので、あらかじめご了承ください。
※申請に必要な書類などが不足している場合には、受付できないことがありますので、提出前に書類の確認をお願いします。（『保育施設・学童郵送申請送付状』にて、ご確認ください。）
※記載内容に不備があった場合は保育課から連絡します。追加提出期間中に再提出がない場合、申請を受付できません。追加提出期間についてはホームページをご確認ください。
※郵送事故等による責任は負いかねますので、不安な方は簡易書留など配達記録が残る方法でご提出ください。

注意３：窓口受付について
４月一次受付のみ、窓口による申請は事前予約制です。（先着順・電子申請のみ）
受付場所は保育課窓口です。
予約枠には定員があり、ご希望の時間に予約できない場合があります。あらかじめご了承ください。

受付期間：令和８年１０月２６日（月）～ 令和８年１１月１１日（水）
※土曜日、日曜日、祝日は除く
※全日午前９時から午後４時まで
※一世帯につき３０分まで（複数のお子様の申込みをする場合も同様です。）

予約期間：令和８年１０月１３日（火）１２時００分 ～ 令和８年１１月１１日（水）１５時３０分
※予約枠が埋まり次第、窓口による受付を終了させていただく場合があります。

予約方法：下記「☆窓口予約はこちらから☆」より申込みください。

☆電子申請はこちらから☆

☆窓口予約はこちらから☆

5　入所の決定方法・入所の承諾期間

入所条件に適しているかどうかを、書類、訪問調査等で審査し、保育を必要とする程度の高い児童から入所を内定します。**（申込み順ではありません。）**

ただし、入所を内定・決定（入所中）した場合でも、面接審査等により、**申請内容と事実が違うことが判明した場合には、保育課から職場等に問い合わせをすることがあります。また、悪質だと判断した場合には、学童保育の利用を解除（退所）することがあります。**

入所期間は、年度末までの範囲内で、保育が必要と見込まれる期間（就労予定期間、就学期間、治療見込期間等）です。

就労未定や就労実績がない場合に、短期間限定で入所が認められたときは、就労後の勤務実績や就職の事実を証明する就労証明書を、市の指定する期日までに提出していただくことで入所期間の延長を行います。

入所までの流れ

入所の申請

…◎各月ごとに締切日が異なります。
６ページの申込受付期間日程表を参照のうえ、期間内に申込みをしてください。

⇩

審　査

…◎毎月１日頃に行います。
書類審査、訪問調査等

⇩

待　機

…◎入所が内定しなかった方には、文書により通知します。
通知が発送されるのは、初めての審査時のみです。
以降は、毎月空き状況に応じて自動的に審査にかかり、入所が内定したときには、電話か文書にてお知らせします。
◎待機中も、申請内容に変更がある時は、その都度必要書類を提出してください。
◎待機中に入所が必要なくなった場合は、申請取下届を提出してください。

⇩

入所内定

…◎毎月10日前後に文書にてお知らせいたします。

⇩

面　接

…◎面接審査の日程を決め、面接審査を行います。
入所を希望する児童と一緒に面接を受けてください。
※本時点で入所を辞退する場合は、内定辞退届、及び申請取下届を提出してください。
※４月入所者は、各学童保育クラブで全体説明会後、個人面接を行います。
※７・８月入所者は、各学童保育クラブで夏休み説明会、及び個人面接を行います。

⇩

入　所

…◎面接後、入所決定通知書を、入所前月の末日までに発送いたします。
※保育料決定通知書については、入所月の上旬に発送いたします。

6　保育時間及び休日

(1) 基本保育時間

基本保育時間は、提出いただいた就労証明書記載の就労時間（通勤時間含む）で保育を必要とする時間帯となります。また、土曜日保育については就労証明書に土曜日就労の記載がある方のみ対象となります。

平　日	放課後から午後6時まで
土　曜・学校休校日	午前8時から午後6時まで

(2) 延長保育時間

延長保育は、就労によりお迎えが基本保育時間を超える場合に、延長保育を利用する理由を明記のうえ、延長保育申請書を提出することで申込みができます。

申込方法：利用開始日までに延長保育申請書を記入のうえ、学童保育クラブに提出してください。

延長保育の必要がなくなった場合は、延長保育取下書を記入のうえ、直接学童保育クラブに提出してください。特に、延長保育取下書は利用を停止する前月までに提出してください。

延長保育利用期間中に、延長保育を利用していなかった月があったとしても、取下書の提出がない限りは、延長保育料が発生します。

なお、必要書類は、学童保育クラブにて配布しています。

平日・土曜・学校休校日	午後6時から午後7時まで

(3) 帰宅方法について

学童保育の終了時刻までに、保護者または、代理人（中学生以上の方）が迎えに来てください。

※代理の方がお迎えに来る場合は、必ず、事前に学童保育クラブへご連絡ください。

※（時間厳守）**終了時刻以降の保育は一切できません。**

※安全確保の為、車でのお迎えはご遠慮ください。お車の事故やトラブル等が発生しましても、志木市及び学童保育クラブでは一切の責任を負いません。

※午後５時（10 月～2 月末日は、午後４時 30 分）までに帰宅する日は、放課後子ども教室をご利用ください。（学童保育クラブは欠席となりますので、おやつの提供はありません。なお、おやつの有無に関わらず、学童保育クラブの保育料は月額となります。）

※土曜日については児童のみの5時（10 月～2 月末日は、午後４時 30 分）前の帰宅が可能です。

(4) 緊急時のお迎えについて

台風や積雪、地震などの災害時や不審者出没などの緊急事態の場合、児童の安全確保のため、保護者の勤務先へ緊急連絡し、早急な迎えをお願いすることがありますので、ご協力ください。（必ず連絡がとれるようにしてください。）

(5) 学童保育の休日

① 日曜日

② 国民の祝日、年末年始（１２月２９日～１月３日）

③ その他市長が必要と認めた場合

※台風や災害、感染症等により臨時休校となった場合は、その学校の学童保育クラブも休所となります。

7　学童保育クラブでの生活（目安）

◎平日

学童登室後	午後３時	5時～	７時
学校	自己勉強 又は自由遊び	自由遊び、集団遊び、 プログラム参加	おやつ 保護者によるお迎え

◎土曜日・学校休校日

～午前9時　10時		正午　午後1時		3時　5時～	7時
登室	学習 時間	自由遊び、 プログラム参加	昼食	自由遊び、集団遊び、おやつ プログラム参加	保護者によるお迎え

※　児童の登室時間、天候、体調などに配慮したうえで、１日の生活を計画しています。
習い事等により、その日、学童保育クラブを退室した後は、再度利用することはできません。また、一日の中で、放課後子ども教室を退室した後に、学童保育クラブを利用することはできません。

8　保育料（おやつ代を含む月額）

保育料は、毎月１日時点で在籍している児童の保護者に対して、出席の有無にかかわらず口座振替または、納付書で納めていただきます。（延長保育料につきましては、別途納めていただきます。）

４月から８月までは、前年度の市町村民税額により算定を行い、９月から翌年３月までは、本年度の市町村民税額での算定になります。※令和９年４月１日より、保育料が改正となります。詳細は、志木市ホームページ内「令和９年４月１日から保育料・学童保育料を改正します」をご確認ください。

（１）学童保育クラブ保育料（月額）※日割り計算はできません。

階層区分		保育料（月額）
A	生活保護世帯	0円
B	市町村民税非課税世帯	0円
C1	市町村民税所得割額 95，000円未満	4，000円
C2	市町村民税所得割額 186，000円未満	5，000円
C3	市町村民税所得割額 258，000円未満	6，000円
C4	市町村民税所得割額 397，000円未満	7，000円
C5	市町村民税所得割額 397，000円以上	8，000円

（２）延長保育料（月額）※日割り計算はできません。

世帯の区分	延長保育料（月額）
生活保護世帯	0円
当該年度（規則に定める期間にあっては、前年度）分の市町村民税が非課税世帯	0円
その他の世帯	1，000円

◎　税書類の提出について

【令和8年１月２日以降に志木市に転入した場合】

令和8年度（令和7年分）市県民税課税証明書または、非課税証明書	令和8年１月１日に住民登録のあった市区町村で取得。

※令和8年1月2日以降に志木市に転入した場合であっても、令和8年度市県民税課税証明書を保育課に提出している場合（令和8年度の学童利用時に提出している等）は、改めて提出する必要はありませんが、提出している旨申し出てください。

【令和9年１月２日以降に志木市に転入した場合】

<table>
<tr><td>令和8年度（令和7年分）市県民税課税証明書または、非課税証明書</td><td>令和8年１月１日に住民登録のある市区町村で取得。</td></tr>
<tr><td>令和9年度（令和8年分）市県民税課税証明書または、非課税証明書

※令和9年６月頃から発行可能です。
（市区町村により異なります）</td><td>令和9年１月１日に住民登録のある市区町村で取得。なお、提出期限が以下のようになりますので、ご注意ください。

<table><tr><td>令和9年４月から７月分の申込み</td><td>令和9年６月末まで</td></tr><tr><td>令和9年８月分以降の申込み</td><td>申込み書類提出時</td></tr></table></td></tr>
</table>

※市町村民税は、その年の1月1日現在住んでいた市区町村で課税されます。そのため、市外に住んでいた方は、その市区町村の課税証明書、又は非課税証明書をご提出いただく必要があります。

注意点

※市町村民税が未申告の方は、保育料が最高額となる場合がありますので、収入が無い方であっても、市町村民税の申告は必要です。**必ず申告を済ませてから、申請してください。**

※保育料算定にあたって、市町村民税の課税状況を保育課で確認させていただきます。

※保育料算定の際は、住宅借入（取得）金等特別控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、配当控除、外国税額控除、寄附金控除（ふるさと納税等）の控除前の市町村民税額で保育料を決定します。

◎　**保育料納期限一覧表（口座振替日）**

月	振　替　日	月	振　替　日	月	振　替　日
4月	令和９年４月３０日（金）	8月	令和９年８月３１日（火）	12月	令和１０年１月４日（火）
5月	令和９年５月３１日（月）	9月	令和９年９月３０日（木）	1月	令和１０年１月３１日（月）
6月	令和９年６月３０日（水）	10月	令和９年１１月１日（月）	2月	令和１０年２月２９日（火）
7月	令和９年８月２日（月）	11月	令和９年１１月３０日（火）	3月	令和１０年３月３１日（金）

（振替日は、毎月月末です。末日が土、日、祝日、金融機関の休日に当たる場合は、翌営業日となります。）

※延長保育料は１ヶ月後の振替となります。例：４月分→５月末振替

※残高不足により振替日に口座振替できなかった場合は、後日、保育課より納入通知書が発送されますので、金融機関等の窓口で支払いをしてください。

◎　口座振替の手続について

保育料の支払いは口座振替となります。

保育料の納付書と同封する「市税等口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に必要事項を記入のうえ、金融機関へ直接提出してください。

なお、口座振替依頼書は、児童１人につき、１枚必要です。

※保育園で利用していた口座振替は、学童保育クラブでは、引き続き利用することはできません。新たに口座振替の手続きが必要となります。

※延長保育料については、別途申込みが必要となります。

※延長保育料については、ゆうちょ銀行とその他の金融機関で用紙が異なりますのでご注意ください。

※学童保育料と延長保育料の両方を口座引き落としする場合は同じ口座をご利用ください。

※兄弟で学童保育クラブを利用する場合、口座引き落としは同じ口座をご利用ください。

※保育課・市民サービスステーション・柳瀬川駅前出張所でも預かりは可能ですが、届出印等の確認に日数がかかりますので依頼書に指定された期日以降での口座引き落としとなる場合があります。

☆手続きに必要なもの・・印鑑（通帳に使用している印鑑）、預（貯）金通帳

◎　口座振替できる金融機関　　※金融機関名は令和８年８月現在

- ●埼玉りそな銀行
- ●武蔵野銀行
- ●埼玉縣信用金庫
- ●三井住友銀行
- ●巣鴨信用金庫
- ●りそな銀行
- ●東京信用金庫
- ●あさか野農業協同組合
- ●中央労働金庫
- ●三菱ＵＦＪ銀行
- ●川口信用金庫
- ●みずほ銀行
- ●ゆうちょ銀行

◎　ひとり親控除のみなし適用について

未婚のひとり親世帯の保育料算定に、ひとり親控除の「みなし適用」を行います。

従来のひとり親控除は婚姻していたことが条件となるため、ひとり親世帯の中でも、婚姻していなかった場合に控除が受けられない世帯がいたことから、ひとり親控除をみなし適用し、保育料を算定します。また、適用には別途申請が必要となりますので、詳しくは保育課までお問い合わせください。

なお、ひとり親控除をみなし適用したとしても、保育料が変更とならない場合もあります。

◎　保育料の変更について

次の⑴～⑸までのいずれかに該当するときは、保育料が変更となる場合がありますので、保育課に相談してください。

また、変更届については、事実発生後、速やかに保育課、又は学童保育クラブに提出してください。

⑴ 離婚等により、世帯に変更があったとき。

⑵ 倒産や失業等により、収入が激変したとき。
（前年の収入より 40%以上減った場合等）。

⑶ 生活保護が開始、又は廃止になったとき。

⑷ 災害にあったとき。

⑸ 前年度の市区町村民税が、非課税になったとき。

※ 保育料が変更となる場合は、原則、事実発生の翌月から変更、又は適用します。また、遡っての変更は申し出のあった年度内を限度とします。

学童保育料等は、毎月納期限までに納付してください。

☆　保育料の支払いが困難になったときの納付などのご相談は、随時保育課で受付けています。

◎保育料の滞納について

（納付意思が認められないと判断した時）

裁判所への支払督促等の手続きを進めさせていただきます。

※　支払督促の概要

支払督促とは、申立人の申立てだけに基づいて簡易裁判所の裁判所書記官が行う略式の手続きです。

（保育料だけではなく、滞納処分費も請求有）

ただし、相手方が異議を申し立てると訴訟手続きに移行します。

（民事訴訟法第３８３条第１項）



9　持ち物について

（1）連絡ノート・・・毎日持参させてください。
（学童保育クラブで用意します。）



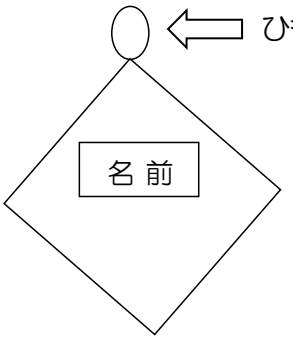
（2）お弁当、水筒・・学校給食がない日は、持参させてください。
※長期休業期間はお弁当（有料）の注文が可能です。



（3）学習道具・・・・一日保育日は、持参させてください。



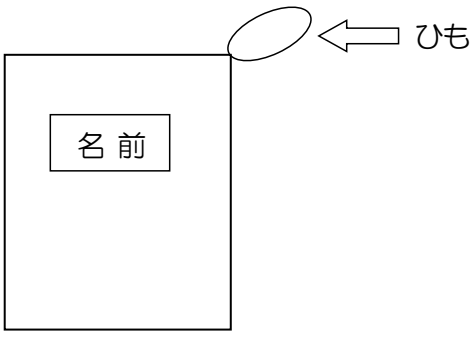
（4）手ふき用
ハンドタオル・・・毎日、１枚持参させてください。
学童での生活中、タオル掛けに掛けて使用します。
左の図のように、ひもと、名前を付けてください。



☆以下のものは学童保育クラブにて必要に応じ備え付けします。

①着替え用の衣類・・・季節に応じた服の上下・下着・靴下などを一式、布袋に入れて持参させてください。
着替えを使用した時や季節が変わった時は、入れ替えが必要です。
布袋は下の図のように、ひもと、名前を付けてください。





②置き傘

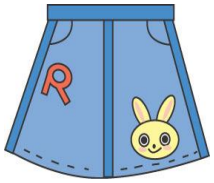


※　すべての持ち物に、必ず名前を付けてください。
※　持ち物は、各学童保育クラブによって異なる場合があります。

１０　服装について

（1）衣服は、ひとりで脱いだり、着たりすることができるものにしてください。
（2）運動ができるようなものにしてください。（季節に応じて着替えが必要です。）







１１　行き帰りなどについて

（1）担任の先生に、学童保育クラブに入所していることを知らせておいてください。
（2）授業が終了したら、直接学校から学童保育クラブに行くようにしてください。
（3）自転車での行き帰りは禁止します。
（4）往復の途中での交通事故、その他の事故が発生しないように必ず家庭で話し合い、学校が指定する通学路を通るように指導してください。
（通学経路を変更（学区内に限る）する場合は、書面による登所・降所経路変更の申し出が必要です。申出書は各学童保育クラブに用意してあります。）
（5）家庭からの菓子、玩具、お金、その他、学童保育クラブから指示がない物の持込みは禁止します。
（6）安全確保の為、車での送迎はご遠慮ください。
（お車の事故やトラブル等が発生しましても、志木市及び学童保育クラブでは一切の責任を負いません。）

１２　入退出システムについて

児童が学童保育クラブへ入退出した時刻を、保護者の携帯電話等に専用アプリやメール配信でお知らせします。配信の登録については、入所決定後の手続きとなります。

１３　連絡及び届出について

（1）欠席又は早退するときは、必ず**保護者の方**が学童保育クラブの直通電話に直接連絡してください。
（2）連絡帳、クラブだより等の印刷物は必ず目を通してください。
（3）**住所、勤務先、連絡先、世帯状況、就労内容（転職等含む）など、申請内容に変更が生じた場合は、必ず、保育課、又は学童保育クラブに必要書類（変更届、就労証明書など）を提出してください。**
（4）**学童保育クラブを退所する場合、退所する月の月末までに退所届を提出してください。（学童保育クラブにも連絡してください。）**
（5）勤務形態がシフト制の方は、シフト表の提出を学童保育クラブからお願いする場合があります。

１４　各学校での引き渡し訓練について

災害発生時の児童引き渡しは、保護者又は代理人が学校に迎えに行くことになっております。各学校での引き渡し訓練についても同様の扱いとなりますので、保護者又は代理人が迎えに行ってください。なお、学童保育クラブ支援員は、代理人として認められません。
お子様の安全な下校のため、ご理解ご協力をお願いします。

１５　病気について

（1）**お子様に基礎疾患のあるときは、申請時および面接のときにお知らせください。**
（2）薬は、原則としてお預かりできません。
（3）お子様が発熱、けがをしたときは、保護者に連絡しますので、必ず連絡がとれるようにしてください。
（4）病気のときは、学童保育クラブへ連絡のうえ、休ませてください。
（5）インフルエンザ等で学級閉鎖・学年閉鎖になったときは、感染の拡大を防ぐため、お預かりできません。また、学校閉鎖のときは、学童保育クラブも閉所となります。

◎ 次のような病気にかかった場合は、病気の蔓延を防ぐため、各学校において、出席停止として取り扱われていますので、**学童保育クラブにおきましても、同様となります。　病気が治癒し、学童に再登室する際には、必ず学童保育クラブへご連絡ください。**

出席停止となる病気の例

1.インフルエンザ	5.水痘（みずぼうそう）	9.ウイルス性肝炎	13.手足口病
2.百日咳	6.流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	10.流行性角結膜炎	14.髄膜炎菌性髄膜炎
3.麻疹（はしか）	7.流行性嘔吐下痢症	11.咽頭結膜熱（プール熱）	15.マイコプラズマ感染症
4.風疹（三日はしか）	8.急性灰白髄炎	12.溶連菌感染症	16.新型コロナウイルス感染症

１６　産前・産後の取扱いについて　※就労から出産へ要件が変更となる場合

出産予定日の属する月とその前後２か月の最長５か月間は、入所が可能です。
出産要件終了後、育児休業を取得せず、会社に復職する場合は、就労証明書を提出してください。
なお、**育児休業を取得する場合や、出産に伴い会社を退職するときは、退所扱いとなりますので、退所届を提出してください。**

１７　その他の保育制度

■　期間限定入所

(1)夏休み・春休み・冬休み期間のみ学童保育クラブに入所することができます。
(2)学区の学童保育クラブが定員を超えて入所ができない場合、希望があれば、他の空きがある学童保育クラブに入所することが可能ですが、この場合は、必ず、保護者の送迎が必要となります。
(3)保育料は月額となります。**（日割りはできません。）**
(4)申込日程は、６ページの申込受付期間日程表にて確認してください。
※　**夏休み・春休み・冬休み期間につきましては、**保護者が夜勤明けで在宅している場合においても必要に応じて利用することができます。

■　学童緊急一時保育事業

通常の学童保育事業とは別に、**保護者**の病気、通院、出産、災害、事故、看護、介護等、社会的にやむを得ない理由により、一時的に家庭での保育が困難な場合に、緊急一時保育を実施していますので、保育課へご相談ください。

緊急一時保育は登録制ではありません。必要な都度、必要な日数のみご利用いただきますので、複数回、申請書を提出していただくことがあります。

ただし、緊急一時保育事業についても、各学童保育クラブの入所状況により、受入れができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

保育料の支払いについては１回５００円、生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯は無料です。

利用後、利用日数に応じた料金を、後日郵送される納入通知書により、金融機関の窓口等で納付していただきます。

■　病児・病後児保育事業

病気の回復期（病後児）または、病気の回復期に至らない場合（病児）で集団保育が困難であり、保護者の仕事などの事情で家庭における保育が困難なときに、一時的に保育します。

対象は、保育の必要性がある幼児または学童保育クラブに通所している児童です。詳しくは、下記までお問い合わせください。

＜問合せ＞　　病後児　　ステラ志木宗岡保育園　℡０４８－４８５－１５１７
病児・病後児　保育園元気キッズ志木柏町園　℡０８０－７２８８－８９５３

■　緊急サポート事業

緊急サポート事業とは、「子どもが急に熱を出したが、仕事は休めない。」そのような時、援助をしてほしい人（利用会員）と援助することができる人（サポート会員）による地域の助け合いをコーディネートすることで、子育て家庭を支援する事業です。

サポートのコーディネートは緊急サポートセンター埼玉が行います。

なお、利用には事前に登録が必要です。

＜問合せ＞　緊急サポートセンター埼玉　℡０４８－２９７－２９０３

■　ファミリー・サポート・センター

保護者が残業で学童保育クラブのお迎えに間に合わない場合や、就職試験のときなど、一時的（時間単位）に保育をしてほしい場合に利用できます。

子育ての援助をしてほしい人（お願い会員）と、手助けをしたい人（まかせて会員）が会員になり、センターが条件や要望にあった会員同士を組み合わせて紹介し、子育て家庭を支援するシステムです。（利用にあたり、事前に会員登録が必要です。）

＜問合せ＞　ファミリー・サポート・センター　℡０４８－４７３－１１２５

学童保育の入所選考実施基準表

番号	保育に当たる保護者の状況（類型）			保育に当たる保護者の状況（細目）	指数（父）	指数（母）	実施期間
1	労 働	居宅外労働・居宅内自営中心者	月20日以上	1日8時間以上の就労を常態	30	30	当該年度末
				1日6時間以上8時間未満の就労を常態	28	28	
				1日4時間以上6時間未満の就労を常態	26	26	
			月16日以上19日以下	1日8時間以上の就労を常態	28	28	
				1日6時間以上8時間未満の就労を常態	26	26	
				1日4時間以上6時間未満の就労を常態	24	24	
			月12日以上15日以下	1日8時間以上の就労を常態	26	26	
				1日6時間以上8時間未満の就労を常態	24	24	
				1日4時間以上6時間未満の就労を常態	22	22	
			上記の細目に該当しない居宅外労働・居宅内自営中心者		18	18	
		居宅内自営協力者	月20日以上	1日8時間以上の就労を常態	29	29	
				1日6時間以上8時間未満の就労を常態	27	27	
				1日4時間以上6時間未満の就労を常態	25	25	
			月16日以上19日以下	1日8時間以上の就労を常態	27	27	
				1日6時間以上8時間未満の就労を常態	25	25	
				1日4時間以上6時間未満の就労を常態	23	23	
			月12日以上15日以下	1日8時間以上の就労を常態	25	25	
				1日6時間以上8時間未満の就労を常態	23	23	
				1日4時間以上6時間未満の就労を常態	21	21	
			上記の細目に該当しない居宅内自営協力者		17	17	
2	採用内定		月20日以上	1日8時間以上の就労を常態とする内定	28	28	
				1日6時間以上8時間未満の就労を常態とする内定	26	26	
				1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする内定	24	24	
			月16日以上19日以下	1日8時間以上の就労を常態とする内定	26	26	
				1日6時間以上8時間未満の就労を常態とする内定	24	24	
				1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする内定	22	22	
			月12日以上15日以下	1日8時間以上の就労を常態とする内定	24	24	
				1日6時間以上8時間未満の就労を常態とする内定	22	22	
				1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする内定	20	20	
			上記の細目に該当しない採用内定		16	16	
3	内職			1日に4時間以上かつ1月に16日以上就労することを客観的に書面等で証明できる場合	13	13	
4	求職者			勤務誓約書提出者	10	10	3か月
5	出産			産前2か月、産後2か月を含む月	―	21	予定月を含む5月以内
6	心身障がい			身体障害者手帳1級、2級、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳Ⓐ、A	30	30	当該年度末
				身体障害者手帳3級、療育手帳B	26	26	
				上記以外の障がいで保育が必要と認められるもの	24	24	
7	疾病	入院		1月以上にわたると見込まれるもの	30	30	必要とする期間（最長当該年度末）
				1月未満と見込まれるもの	28	28	
		居宅		常時臥床している場合	30	30	
				精神機能系疾患、感染性の疾患又は特定疾患の場合	28	28	
				上記以外の疾病で保育が必要と認められるもの	20	20	
8	介護又は看護			臥床者・重度心身障がい者の常時介護、週5日以上の病院通院・施設通所・入院の常時付添い	30	30	
				週4日の病院通院・施設通所・入院の常時付き添い	27	27	
				週3日以下の病院通院・施設通所・入院の常時付添い	24	24	
				上記以外の看護又は介護で保育が必要と認められるもの	20	20	
9	両親不存在			両親がともにいない場合（行方不明、収容、施設入所等を含む。）	30	30	
10	災害			火災等の家屋の損害その他災害復旧のため保育することができないと認められる場合	30	30	
11	就学等			就学、技能取得等のため保育することができない場合	1の労働の「居宅外労働・居宅内自営中心者」に準ずる。		
12	社会的養護			児童相談所長から児童福祉法に規定する通知があった場合又は公的機関から同様の通知等があった場合	30	30	
13	その他			1から11までに掲げるもののほか、明らかに保育することができないと認められる場合	その事情を勘案して決定する。		

1　時間は、始業から終業までの時間（休息、休憩時間を含む）とする。
2　指数の算定は、保護者が2人の時は合算するものとし、保護者が1人の時は、その指数に30を加える。

調整指数
次の各号に該当する場合には、学童保育の入所選考実施基準表により算出した指数に、それぞれ当該各号に定める指数を加算し、又は減算する。

（1）保護者個人に係る調整指数

番号	条件	父	母
1	保護者が身体障害者手帳(1級又は2級に限る。)、精神障害者保健福祉手帳（1級に限る。）若しくは療育手帳（Ⓐ又はAに限る。）の交付を受けている場合又はこれらと同程度の障がいを有すると認められる場合	5	5
2	保護者が身体障害者手帳(3級に限る。)、精神障害者保健福祉手帳（2級に限る。）若しくは療育手帳（Bに限る。）の交付を受けている場合又はこれらと同程度の障がいを有すると認められる場合	4	4
3	保護者が身体障害者手帳(4級又は6級までに限る。)、精神障害者保健福祉手帳（3級に限る。）若しくは療育手帳（Cに限る。）の交付を受けている場合又はこれらと同程度の障がいを有すると認められる場合	3	3
4	保護者のいずれかが、単身赴任中である場合	1	1

（2）保護者世帯に係る調整指数

番号	条件			指数
1	ひとり親世帯又は両親不存在世帯の場合（離婚調停中を含み、別居のみを除く。）			8
2	1以外のひとり親世帯 （行方不明、拘禁又は退院の見込みがない入院が原因である場合を含む。）			4
3	保育園保育料及び学童保育料に未納のある世帯（納付の督促に対して誠意ある対応が認められない場合に限る。）			未納月数×－2
4	生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受ける被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の適用を受ける支援給付受給世帯の場合			2
5	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を持っている同居の家族（当該児童又は保護者を除く。）がいる世帯			1
6	要介護3以上（在宅介護に限る。）の同居の家族(当該保護者を除く。）がいる世帯			1
7	高校就学年度にある学生以外の同居の兄弟姉妹が無職である場合			1名ごとに-0.5
8	春休み、夏休み、冬休み期間中のみの入所を希望している場合			6
9	児童の学年 （4月入所審査のみ新年度の学年）	1年生	通常学級	6
			支援学級または各種手帳の提出がある場合	8
		2年生	通常学級	4
			支援学級または各種手帳の提出がある場合	8
		3年生	通常学級	2
			支援学級または各種手帳の提出がある場合	8
10	4年生以上の児童が支援学級を利用し、かつ各種手帳の提出がある場合			6

同一指数世帯の優先順位表

番号	条件	該当
1	両親不存在・ひとり親世帯	
2	生活保護世帯	
3	入所を希望する児童に障がいがある場合	
4	学年が低い児童（1～3年生）	
5	保育園保育料及び学童保育料の滞納がない世帯	
6	証明書等提出書類がすべて提出されている世帯	
7	経済的状況（階層、市民税所得割額）が低位の世帯	

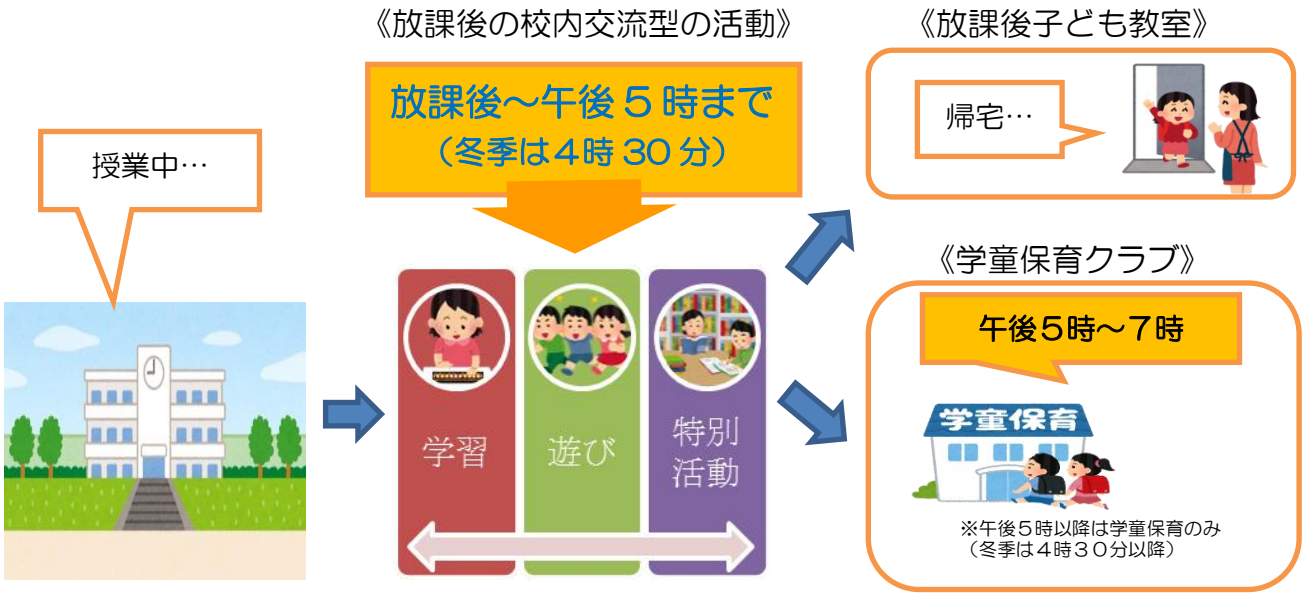
※夜間就労者については、勤務終了後１０時間を休息時間とし、不在扱いとする。ただし、夜間就労者とは、深夜勤務時間（２２時から翌５時まで）のうち半分以上の勤務を行うものを指す。

令和９年度 放課後志木っ子タイムについて

（担当：生涯学習課）

市では、すべての就学児童が放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、各小学校及び義務教育学校に放課後志木っ子タイム（学童保育クラブ及び放課後子ども教室の校内交流型）を導入しております。

全児童を対象に、放課後、子ども同士が慣れ親しんだ学校の校庭や体育館などの施設を使って、遊び、文化・スポーツなどの体験活動、地域との交流活動、学習活動などを実施します。



放課後子ども教室のご案内

対 象 校：市内全小学校及び義務教育学校
対象学年：小学１年生～小学６年生
利 用 日：月曜日～金曜日、春・夏・冬休み
（土・日曜日、祝休日、年末年始を除く）
※新１年生は、事前登録の手続き後、入学式の後から利用可能です。
利 用 料：無料（事前登録制）
※補食（おやつ）の提供はありません。
申 込 み：各放課後子ども教室で受付をします。
利用時間：①平日
放課後から午後５時
※冬季は午後４時３０分まで
②長期休み
春・夏休み：８時から午後５時
冬　休　み：８時から午後４時３０分

校内交流型の学童保育クラブ及び放課後子ども教室のイメージ

時間軸		申込区分	
		学童保育クラブ	放課後子ども教室
授業終了		ランドセルを持って申込区分による受付	
放課後		出席確認・出欠管理	出席確認
	活動時間	自主学習（宿題等）	
	校内交流型の放課後子ども教室	自由時間	
		自由遊び（集団遊び）	
		動的メニュー（校庭、体育館）サッカー、ドッジボール等 静的メニュー（多目的室、特別教室等）トランプ、ゲーム、けん玉、読書等 ※申込区分の違いに垣根を設けず、異学年との児童間交流活動の実施 ※多様なプログラムや体験活動、季節行事を用意	
16:45		学童室へ移動	帰りの会・帰宅指導
	帰宅		通学路ごとに帰宅
17:00	学童保育	おやつ	↑ 冬季時間（10月～2月） 16:30終了
		自由遊び（室内遊び）	
	帰宅	保護者のお迎え	
18:00	（延長保育）	自由遊び（室内遊び）	
		保護者のお迎え	
19:00	帰宅	終了	

※放課後子ども教室には、おやつの提供はありません。

詳しくは、志木市教育委員会　生涯学習課（048-473-1183）までお問い合わせください。